「260. ユーセフ・ムスタファ・ナダ・エバダ（別名：(a)ナダ、ユーセフ(b)ナダ、ユーセフ　M.（c）ユーセフ・ムスタファ・ナダ）
YOUSSEF MUSTAPHA NADA EBADA (a.k.a. (a)Nada, Youssef (b)Nada, Youssef M. (c)Youssef Mustapha Nada)
称号：不明
役職：不明
生年月日：1931年5月17日
出生地：Alexandria, Egypt
国籍：不明
旅券番号：不明
ＩＤ番号：イタリアＩＤカード：Nr. AE 1111288、2005年3月21日まで有効
住所：(a)via Arogno 32, 6911 Campione d'Italia, Italy (b)via per Arogno 32, ch-6911 Campione d'Italia, Italy (c)via Riasc 4, ch-6911 Campione d'Italia I, Italy
国連制裁委員会による指定日：2001年11月9日（2004年11月26日に改訂）
その他の情報：不明」
を「260. 削除」に改める。
「269. アリ・ガーレブ・ヒンマト
ALI GHALEB HIMMAT
称号：不明
役職：不明
生年月日：1938年6月16日
出生地：Damascus, Syria
国籍：イタリア（1990年より）
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：(a)via Posero 2, ch-6911 Campione D'Italia, Italy (b)Location in Italy and Syria
国連制裁委員会による指定日：2001年11月9日（2004年11月26日に改訂）
その他の情報：スイス当局は同人に対し、スイス旅券を発行した記録はなく、同人はスイス国籍を有さないと述べている（2004年11月26日の改訂において、国籍がスイスからイタリアに修正）。」
を「269. 削除」に改める。
「394. ムスタファ・ナスリ・ベン・アブドゥル・カデル・アイト・エル・ハーディ
MUSTAPHA NASRI BEN ABDUL KADER AIT EL HADI
称号：不明
役職：不明
生年月日：1962年3月5日
出生地：Tunis, Tunisia
国籍：(a)アルジェリア　(b)ドイツ
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：不明
国連制裁委員会による指定日：2003年11月11日（2005年12月20日及び2006年7月31日に改訂）
その他の情報：アブデルカデル・アイサウイ、アミナ・アイサウイ夫妻の息子」
を「394. 削除」に改める。

## ○厚生労働省告示第四十七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第六項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月五日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表第二に次のように加える。

1787　単回使用椎体用矯正器具

## ○農林水産省告示第二百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡水上村大字湯山字荒平一九九〇の一、一九九〇の三、字神ノ瀬二一四五の一、字芝ノ本二一四六の四、二一四七、字水ノ元二二四七、字名繋二二五五の一、字弥次郎平二二七三の三、二二七四、字大平二二七六の一、二二七九

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## ○農林水産省告示第二百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡五木村甲字宮目木一〇二七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## ○農林水産省告示第二百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡高森町大字下切字上仁田四一一の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上仁田四一一の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）